

貸付制度

高額療養費や出産育児一時金が支給される日まで

国民健康保険の加入者が、高額医療費や出産費の支払いに困ったとき、資金を貸し出す制度があります。

【高額医療費貸付制度】

対象＝高額療養費の支給を受ける見込みがある世帯主で、国民健康保険税を完納している人

貸付金額と利息＝高額療養費支給見込額の80％・無利息

貸付期間＝高額療養費が支給される日まで

申請方法＝医療機関などが発行した療養に要する費用の内訳が記載された請求書または領収書を添えて、保険年金課(市役所1階)か下総・大栄支所市民福祉課へ

貸付方法＝貸付決定を受けた人の委任に基づき、市から医療機関などへ直接支払い

返済方法＝高額療養費支給額のうち、貸付金相当額を返済に充当

【出産費貸付制度】

対象＝次のいずれかに該当する分べん者の属する世帯の世帯主で、国民健康保険税を完納している人

①出産予定日まで1カ月以内の人

②妊娠4カ月以上の人で、出産に要する費用について医療機関などに一時的な支払いが必要となった人

貸付金額と利息＝出産育児一時金(35万円)の90％・無利息

貸付期間＝出産育児一時金が支給される日まで

返済方法＝出産育児一時金のうち貸付金相当額を返済に充当(国保の資格を喪失した場合は速やかに返還)

申請方法＝母子健康手帳、保険証、印鑑、出産に要する費用の請求書を持って保険年金課または下総・大栄支所市民福祉課へ

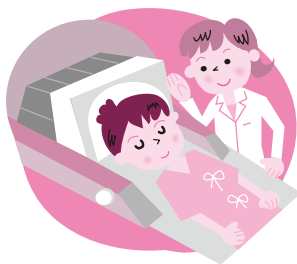
人間ドックと脳ドック

費用の一部を助成します

【指定検査医療機関が増えました】

対象＝次のすべてに該当する人

- 1年以上継続して成田市国民健康保険に加入している35歳以上の人
- 前回、人間ドックを受けてから1年以上経過している人(脳ドックは2年以上)
- 国民健康保険税を完納している世帯の人
- 市の実施する「特定健康診査」「一般健康診査」を受診していない人



利用方法＝指定医療機関に予約をした後、受検日の2週間前までに、保険証と成人検査等受診券、印鑑を持って保険年金課または下総・大栄支所市民福祉課で手続き(後日郵送される承認書を持参して受検)

指定検査医療機関

成田赤十字病院(☎22-2311)、千葉県立佐原病院(☎0478-54-1231)、藤倉クリニック(☎22-1158)、北総栄病院(☎95-6811)、成田病院(☎22-1500)、千葉脳神経外科病院(☎043-250-1228・脳ドックのみ)
平成20年4月から新たに次の医療機関が加わりました。

聖隷佐倉市民病院(☎043-486-0006)

助成率＝人間ドックの場合は受検費用の70%、脳ドックの場合は一律2万円(検査の種別や費用、項目などは指定検査医療機関、コースにより異なります)

国民年金の支給

初めて受け取るときは必ず請求手続きを

「年金は65歳になると、自動的に支給される」と考えている人はいません。

年金は、本人からの請求がなければ支給されません。65歳になったら「老齢給付裁定請求書」を提出してください。希望により60歳から受給する「繰り上げ請求」や66歳以降に受給する「繰り下げ請求」もできます。

市役所で年金の請求手続きができる人は、任意加入期間を含め加入期間のすべてが「第1号被保険者」の人です。

第3号被保険者期間など、ほかの被保険者加入期間のある人の請求先は、社会保険事務所になります。

国民年金には、このほか障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金や死亡一時金があります。いずれも受給するには請求手続きが必要となります。

請求に必要な書類などについては、あらかじめ佐原社会保険事務所(☎0478-54-1442)へ問い合わせてください。